

## 第16回独立行政法人契約監視委員会

令和5年8月  
独立行政法人経済産業研究所

### 1. 日時

令和5年5月30日(金)

### 2. 審議形式

オンラインビデオ会議による審議

### 3. 出席者

#### (1) 委員

白山委員長、向委員、紺野監事、鈴木監事

#### (2) 独立行政法人経済産業研究所

浦田理事長、吉田理事、池山総務ディレクター、  
吉田総務副ディレクター、齋木総務専門職

### 4. 審議内容

経済産業研究所の契約状況について

・令和4年度の契約内容及び契約方式の状況

### 5. 概要

#### (1) 開催挨拶

冒頭、浦田理事長から開催挨拶が行われた。

(2) 経済産業研究所の契約状況について、事務局から説明後、質疑が行われた(主な質疑については別紙参照)。なお、個別の契約に対する指摘はなかった。

質問・意見	回答
<p><b>■競争性のない随意契約理由及び契約価格の妥当性</b></p> <p>＜会計システム関連＞</p> <p>「会計システムに係るソフトウェアの更新及び一部改修等業務」に係る役務請負契約 契約先:神田通信機株式会社</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の請負先以外の事業者へ依頼すると契約額が高額になる、あるいは解析に要する期間も必要になる事情は理解できるが、国や地方公共団体でも行政事務のデジタル化、DXが進む中で、どのように業者を選定するかはいろいろと問題がある。一旦契約し、当該システムの使用が長くなると他のシステムへの取り替えが難しくなる傾向がある。このような状況は昨年2月に公正取引委員会から出された「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」でも議論されている「ベンダーロックイン」にも関わってくるので、今後の対応として時期をみて他のシステムとの比較、見直しなどを検討頂ければと考える。</li> <li>・ トータルで良いサービスの提供を受けられるのであれば、使用の継続も何ら問題ないと考えるが、長期間の使用継続には、一定程度のリスクもあるとの認識も必要ではないか。</li> <li>・ 以前からコメントしているが、貴所で使用するシステムは、他の独立行政法人や国立大学法人が使用するシステムの中では、少数派である。それが悪いということではないが、一定の期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件に係る契約に際しては、費用の見積比較が可能なアプリケーション・ソフトウェアは、見積比較を実施し、システムも全面的入れ替えを想定したケースでは、市場で流通する市場価格との比較を行った。当該システムについては、細かいカスタマイズを行いながら使用してきたことによって、使い勝手が格段に向上していることもあり、継続的な使用となっているところ。</li> <li>・ 今後はご示唆を踏まえ、システム全般の見直しをいつ行うのかも含め、課題として検討してまいりたい。</li> <li>・ 各社からパッケージソフトとして販売されている会計システムのうち市場占有率の高いシステムは、大規模組織向けの傾向が強く、弊所のような規模が小さい組織には、過剰と思われる機能が含まれて</li> </ul>

<p>で、ソフトウェアの保守サービスが終了する時期などのタイミングなどで、再検討は必要。企画競争を行うなど、何らかの競争性を持つような手続きをとることが必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンダーロックインというコメントもあったが、通常、ベンダーロックインは、どちらかという業者側の、ある種の人為的な行為によってベンダーがロックインされてしまうということなので、自然に効率的な調達をしたところ、結果としてそこが使い続けられているならそれを必ずしもベンダーロックインと呼ぶかどうかはまた別問題ではないかとも考えるが、先の議論から今後、競争性導入を検討する場合、費用比較をする前提の置き方は従来とは異なる観点からも検討頂くことも必要ではないか考える。</li> </ul>	<p>いること、支払い処理で弊所固有と思われる処理があることなど、弊所に合ったシステムの選択に難しい点があるが、ご示唆を踏まえ、検討してまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご示唆を踏まえ、多面的な観点から比較検討してまいりたい。</li> </ul>
--	---

**■その他**

＜企画競争、公募、一般競争入札における落札率について＞

<ul style="list-style-type: none"> <li>企画競争により選定したシンポジウム会場に係る契約の落札率が100%となっていることについては、どのような経緯から出た結果と理解したらよろしいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借り上げに係る契約については、事前に登録された会場提供事業者の中から、シンポジウムなどのイベント開催日程が決定した段階で、想定する収容人数の規模、会場の空き状況、立地を確認し、当該日程が対応可能な会場の内、最も条件に適合する事業者を選定したうえで、契約額を協議のうえ、決定し、当該の金額を予定価格として採用するため、結果的に落札率が100%となったものと考えている。</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同じく公募により選定したデータベース利用・購入に係る契約の中で、落札率が100%となっていることについては、どのような経緯から出た結果と理解したらよろしいか。</li> <li>• 一般競争入札により選定した「広報物等発送業務請負」に係る契約の落札率がかなり低い率となっているのは、どのような経緯から出た結果と理解したらよろしいか。また、本件については、低価格調査は行われたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データベース利用・購入に係る契約については、研究に適合したデータベースを一般市場から絞り込み、事前の市場調査によって予算上限額を決定のうえ、公募の際に予算限度額を提示して公募するため、結果として落札率が100%となったものと考えている。</li> <li>• 本件予定価格の積算にあたっては、過去に取引実績のあった複数の事業者から参考見積を徴取し、その見積額から算出した。その一方で、過去の落札結果については、総務省の指示に基づき、WEBでの公表が義務づけられていることから、今回落札した事業者はこれらの契約締結情報の契約額を参考にして、大幅に値引きした入札額をもって応札した結果、低い落札率となったものと推測している。また、弊所では、入札手続きの開始にあたり、応札予定者に対して、開札時に入札金額が予定価格の6割を下回った場合、契約の確実な履行を確認するため落札決定を一度保留し、低入札価格に係る調査を行う旨説明している。本件についても、契約の履行可能性に関し、低入札価格調査の実施による確認後に契約を締結した。</li> </ul>
--	---